

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

○技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する

規 則

福 島 県 教 育 委 員 会

○技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する

規 則

福 島 県 人 事 委 員 会

○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

○市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

○市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

○職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

規 則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

福 島 県 知 事 内 堀 雅 雄

福 島 県 規 則 第 九 十 号

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第3条関係）

技能労務職給料表

技能労務職員の区分	職級の給号	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
再任用技能労務職員以外の技能労務職員	1	126,000	177,900	200,300	253,700	285,700
	2	126,900	179,400	201,700	255,100	287,600
	3	127,900	181,000	203,100	256,400	289,500
	4	128,800	182,500	204,600	257,700	291,400
	5	129,800	183,900	206,000	258,900	293,300
	6	130,800	185,400	207,500	260,200	295,200
	7	131,900	187,000	208,900	261,500	297,100
	8	132,900	188,500	210,500	262,800	299,000
	9	133,700	190,000	212,000	263,900	300,700
	10	134,700	191,200	213,600	265,300	302,600
	11	135,700	192,600	215,200	266,600	304,400
	12	136,800	193,800	216,900	267,900	306,200
	13	137,700	195,200	218,300	269,000	307,900
	14	138,700	196,300	220,000	270,200	309,600
	15	139,700	197,500	221,700	271,500	311,300
	16	140,700	198,800	223,400	272,600	312,900
17	141,800	200,000	224,800	273,700	314,600	
18	143,000	201,200	226,000	274,900	316,300	
19	144,300	202,200	227,200	276,000	318,000	
20	145,500	203,300	228,500	277,200	319,800	
21	146,600	204,400	229,800	278,200	321,100	
22	147,800	205,600	231,400	279,300	322,500	
23	149,000	206,800	233,000	280,400	323,900	
24	150,300	207,900	234,700	281,500	325,400	
25	151,500	209,100	236,300	282,600	327,000	
26	153,000	210,500	237,800	283,800	328,500	
27	154,500	211,800	239,300	284,900	330,000	
28	156,100	213,100	240,900	286,000	331,400	
29	157,500	214,400	242,300	287,100	333,100	
30	159,000	215,700	243,700	288,200	334,400	
31	160,500	217,100	245,100	289,300	335,700	
32	162,100	218,400	246,400	290,300	336,900	
33	163,600	219,100	247,700	291,200	338,100	
34	165,400	220,500	249,100	292,300	339,100	

35	167,200	221,800	250,400	293,400	340,200	73	211,200	260,900	293,000	321,900
36	169,100	223,300	251,800	294,500	341,400	74	211,900	261,300	293,800	322,400
37	170,900	224,400	253,200	295,200	342,600	75	212,600	261,800	294,600	322,900
38	172,600	225,700	254,600	296,200	343,800	76	213,400	262,300	295,500	323,400
39	174,400	227,000	256,000	297,100	345,100	77	213,700	262,900	296,100	323,600
40	176,100	228,200	257,400	298,100	346,300	78	214,400	263,300	296,700	324,000
41	177,700	229,400	258,600	299,000	347,400	79	215,100	263,800	297,200	324,400
42	179,100	230,600	260,000	300,000	348,600	80	215,800	264,300	297,600	324,800
43	180,600	231,800	261,300	301,000	349,800	81	216,600	264,600	298,000	325,200
44	182,000	233,000	262,600	302,000	351,100	82	217,300	265,000	298,500	325,600
45	183,500	234,200	263,600	302,800	352,000	83	218,000	265,300	299,000	326,100
46	184,900	235,500	264,700	303,700	353,100	84	218,700	265,600	299,500	326,500
47	186,400	236,700	266,000	304,600	354,200	85	219,400	265,800	299,900	326,800
48	187,800	237,800	267,200	305,500	355,300	86	220,100	266,200	300,500	327,200
49	189,100	239,000	268,500	306,200	356,500	87	220,800	266,500	301,100	327,600
50	190,300	240,200	269,700	306,900	357,500	88	221,500	266,800	301,800	327,900
51	191,400	241,500	271,000	307,800	358,500	89	222,000	267,000	302,100	328,200
52	192,700	242,700	272,000	308,600	359,500	90	222,700	267,200	302,600	328,600
53	193,800	243,800	273,100	309,200	360,400	91	223,300	267,600	303,100	328,900
54	194,900	244,800	274,300	310,000	361,300	92	223,900	267,800	303,600	329,300
55	196,000	245,800	275,500	310,700	362,300	93	224,300	268,100	304,000	329,500
56	197,100	246,900	276,700	311,400	363,200	94	224,800	268,500	304,500	329,800
57	198,300	247,900	277,800	312,100	364,000	95	225,300	268,900	305,000	330,100
58	199,300	248,900	278,900	312,900	364,900	96	225,800	269,300	305,500	330,500
59	200,400	249,900	280,000	313,800	365,800	97	226,400	269,500	305,800	330,800
60	201,400	250,900	281,000	314,500	366,700	98	226,900	269,800	306,200	331,200
61	202,500	251,900	282,100	315,100	367,500	99	227,400	270,000	306,700	331,600
62	203,400	252,900	283,300	315,800	368,500	100	227,900	270,300	307,200	332,000
63	204,400	253,800	284,400	316,500	369,400	101	228,600	270,600	307,700	332,300
64	205,300	254,700	285,500	317,200	370,300	102	229,100	270,800	308,100	332,600
65	206,000	255,700	286,400	317,700	370,900	103	229,700	271,200	308,500	332,900
66	206,800	256,500	287,200	318,300	371,500	104	229,300	271,500	308,900	333,200
67	207,600	257,300	288,000	318,900	372,100	105	230,700	271,700	309,200	333,500
68	208,400	258,000	288,900	319,500	372,700	106	231,200	271,900	309,600	333,800
69	208,900	258,900	289,900	320,200	373,100	107	231,700	272,200	310,000	334,100
70	209,500	259,500	290,700	320,600	373,600	108	232,100	272,400	310,400	334,400
71	209,900	260,100	291,500	321,100	374,100	109	232,300	272,700	310,700	334,700
72	210,600	260,600	292,200	321,600	374,600	110	232,700	273,000	311,100	335,000
						111	233,200	273,300	311,500	335,300

再任用 技能労 務職員	112	233,700	273,500	311,900		
	113	234,100	273,700	312,100		
	114	234,700	274,000	312,500		
	115	235,200	274,200	312,900		
	116	235,700	274,400	313,200		
	117	236,000	274,700	313,600		
	118	236,400	275,000	314,000		
	119	236,800	275,300	314,300		
	120	237,200	275,600	314,600		
	121	237,600	275,700	314,800		
	122		276,000	315,200		
	123		276,300	315,500		
	124		276,600	315,800		
	125		276,700	316,000		
	126		277,100	316,400		
	127		277,400	316,800		
	128		277,700	317,200		
	129		277,800	317,400		
	130		278,100	317,800		
	131		278,400	318,200		
	132		278,700	318,600		
	133		278,800	318,800		
	134		279,100			
	135		279,400			
	136		279,700			
	137	195,200	206,600	229,100	250,600	282,900

別表第四59の項中「30」を「29」に改め、同表61の項及び62の項中「31」を「30」に改め、同表63の項及び64の項中「32」を「31」に改め、同表65の項中「33」を「31」に改め、同表66の項から68の項までの規定中「33」を「32」に改め、同表69の項中「34」を「33」に改め、同表70の項5級の欄中「34」を「33」に改め、同表71の項中「34」を「33」に改め、同表73の項及び74の項中「35」を「34」に改め、同表77の項中「36」を「35」に改め、同表88の項中「62」を「61」に改め、同表89の項中「39」を「38」に改め、同表91の項及び92の項中「63」を「62」に改め、同表94の項中「64」を「63」に改め、同表95の項3級の欄中「64」を「63」に改め、同項5級の欄中

「40」を「39」に改め、同表96の項3級の欄中「64」を「63」に改め、同表97の項3級の欄中「65」を「64」に改め、同表98の項3級の欄中「65」を「64」に改め、同表99の項及び100の項中「65」を「64」に改め、「41」を「40」に改め、同表101の項中「66」を「65」に改め、「41」を「40」に改め、同表102の項から104の項までの規定中「66」を「65」に改め、同表105の項及び106の項中「67」を「66」に改め、同表107の項中「55」を「54」に改め、「67」を「66」に改め、同表108の項中「67」を「66」に改め、同表109の項中「68」を「67」に改め、同表110の項及び111の項中「56」を「55」に改め、「68」を「67」に改め、同表112の項中「68」を「67」に改め、同表113の項から115の項までの規定中「57」を「56」に改め、「69」を「68」に改め、同表116の項中「58」を「57」に改め、「69」を「68」に改め、同表117の項及び118の項中「58」を「57」に改め、「70」を「69」に改め、同表119の項中「59」を「58」に改め、「70」を「69」に改め、同表120の項中「59」を「58」に改め、「70」を「69」に改め、「71」を「70」に改め、同表121の項から123の項までの規定中「70」を「69」に改め、「71」を「70」に改め、同表124の項中「77」を「76」に改め、同表125の項から127の項までの規定中「78」を「77」に改め、同表128の項及び129の項中「71」を「70」に改め、「78」を「77」に改め、同表130の項中「71」を「70」に改め、「79」を「77」に改め、同表131の項から133の項までの規定中「79」を「77」に改め、

附 則

- 1 (施行期日等)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
(経過措置)
- 3 平成二十六年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員(技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則第二条に規定する技能労務職員をいう。以下同じ。)及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の規則の規定による号給に達しない技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とする。
- 4 この規則の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能労務職員との均衡上必要があると認められる技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例による。

(人事課)

福島県教育委員会

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十一号

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第3条関係）

技能労務職給料表

技能労務職員の区分	職務の級	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
再任用 技能労務職員 以外の 技能労務職員	1	126,000	177,900	200,300	253,700	285,700
	2	126,900	179,400	201,700	255,100	287,600
	3	127,900	181,000	203,100	256,400	289,500
	4	128,800	182,500	204,600	257,700	291,400
	5	129,800	183,900	206,000	258,900	293,300
	6	130,800	185,400	207,500	260,200	295,200
	7	131,900	187,000	208,900	261,500	297,100
	8	132,900	188,500	210,500	262,800	299,000
	9	133,700	190,000	212,000	263,900	300,700
	10	134,700	191,200	213,600	265,300	302,600
	11	135,700	192,600	215,200	266,600	304,400
	12	136,800	193,800	216,900	267,900	306,200
	13	137,700	195,200	218,300	269,000	307,900
	14	138,700	196,300	220,000	270,200	309,600
	15	139,700	197,500	221,700	271,500	311,300
	16	140,700	198,800	223,400	272,600	312,900
	17	141,800	200,000	224,800	273,700	314,600
	18	143,000	201,200	226,000	274,900	316,300
19	144,300	202,200	227,200	276,000	318,000	
20	145,500	203,300	228,500	277,200	319,800	
21	146,600	204,400	229,800	278,200	321,100	
22	147,800	205,600	231,400	279,300	322,500	
23	149,000	206,800	233,000	280,400	323,900	
24	150,300	207,900	234,700	281,500	325,400	
25	151,500	209,100	236,300	282,600	327,000	
26	153,000	210,500	237,800	283,800	328,500	
27	154,500	211,800	239,300	284,900	330,000	
28	156,100	213,100	240,900	286,000	331,400	
29	157,500	214,400	242,300	287,100	333,100	
30	159,000	215,700	243,700	288,200	334,400	
31	160,500	217,100	245,100	289,300	335,700	
32	162,100	218,400	246,400	290,300	336,900	
33	163,600	219,100	247,700	291,200	338,100	
34	165,400	220,500	249,100	292,300	339,100	
35	167,200	221,800	250,400	293,400	340,200	
36	169,100	223,300	251,800	294,500	341,400	
37	170,900	224,400	253,200	295,200	342,600	
38	172,600	225,700	254,600	296,200	343,800	
39	174,400	227,000	256,000	297,100	345,100	
40	176,100	228,200	257,400	298,100	346,300	
41	177,700	229,400	258,600	299,000	347,400	
42	179,100	230,600	260,000	300,000	348,600	
43	180,600	231,800	261,300	301,000	349,800	
44	182,000	233,000	262,600	302,000	351,100	
45	183,500	234,200	263,600	302,800	352,000	
46	184,900	235,500	264,700	303,700	353,100	
47	186,400	236,700	266,000	304,600	354,200	
48	187,800	237,800	267,200	305,500	355,300	
49	189,100	239,000	268,500	306,200	356,500	
50	190,300	240,200	269,700	306,900	357,500	
51	191,400	241,500	271,000	307,800	358,500	
52	192,700	242,700	272,000	308,600	359,500	
53	193,800	243,800	273,100	309,200	360,400	
54	194,900	244,800	274,300	310,000	361,300	
55	196,000	245,800	275,500	310,700	362,300	

56	197,100	246,900	276,700	311,400	363,200				
57	198,300	247,900	277,800	312,100	364,000				
58	199,300	248,900	278,900	312,900	364,900				
59	200,400	249,900	280,000	313,800	365,800				
60	201,400	250,900	281,000	314,500	366,700				
61	202,500	251,900	282,100	315,100	367,500				
62	203,400	252,900	283,300	315,800	368,500				
63	204,400	253,800	284,400	316,500	369,400				
64	205,300	254,700	285,500	317,200	370,300				
65	206,000	255,700	286,400	317,700	370,900				
66	206,800	256,500	287,200	318,300	371,500				
67	207,600	257,300	288,000	318,900	372,100				
68	208,400	258,000	288,900	319,500	372,700				
69	208,900	258,900	289,900	320,200	373,100				
70	209,500	259,500	290,700	320,600					
71	209,900	260,100	291,500	321,100					
72	210,600	260,600	292,200	321,600					
73	211,200	260,900	293,000	321,900					
74	211,900	261,300	293,800	322,400					
75	212,600	261,800	294,600	322,900					
76	213,400	262,300	295,500	323,400					
77	213,700	262,900	296,100	323,600					
78	214,400	263,300	296,700	324,000					
79	215,100	263,800	297,200	324,400					
80	215,800	264,300	297,600	324,800					
81	216,600	264,600	298,000	325,200					
82	217,300	265,000	298,500	325,600					
83	218,000	265,300	299,000	326,100					
84	218,700	265,600	299,500	326,500					
85	219,400	265,800	299,900	326,800					
86	220,100	266,200	300,500	327,200					
87	220,800	266,500	301,100	327,600					
88	221,500	266,800	301,800	327,900					
89	222,000	267,000	302,100	328,200					
90	222,700	267,200	302,600	328,600					
91	223,300	267,600	303,100	328,900					
92	223,900	267,800	303,600	329,300					
93	224,300	268,100	274,300	304,000	329,500				
94	224,800	268,500	274,800	304,500	329,800				
95	225,300	268,900	275,300	305,000	330,100				
96	225,800	269,300	275,800	305,500	330,500				
97	226,400	269,500	276,400	305,800	330,800				
98	226,900	269,800	276,900	306,200	331,200				
99	227,400	270,000	277,400	306,700	331,600				
100	227,900	270,300	277,900	307,200	332,000				
101	228,600	270,600	278,600	307,700	332,300				
102	229,100	270,800	279,100	308,100					
103	229,700	271,200	279,700	308,500					
104	230,300	271,500	280,300	308,900					
105	230,700	271,700	280,700	309,200					
106	231,200	271,900	281,200	309,600					
107	231,700	272,200	281,700	310,000					
108	232,100	272,400	282,100	310,400					
109	232,300	272,700	282,300	310,700					
110	232,700	273,000	282,700	311,100					
111	233,200	273,300	283,200	311,500					
112	233,700	273,500	283,700	311,900					
113	234,100	273,700	284,100	312,100					
114	234,700	274,000	284,700	312,500					
115	235,200	274,200	285,200	312,900					
116	235,700	274,400	285,700	313,200					
117	236,000	274,700	286,000	313,600					
118	236,400	275,000	286,400	314,000					
119	236,800	275,300	286,800	314,300					
120	237,200	275,600	287,200	314,600					
121	237,600	275,700	287,600	314,800					
122		276,000	287,900	315,200					
123		276,300	288,300	315,500					
124		276,600	288,600	315,800					
125		276,700	288,700	316,000					
126		277,100	289,100	316,400					
127		277,400	289,400	316,800					
128		277,700	289,700	317,200					
129		277,800	289,800	317,400					

再任用 技能労 務職員	130	278,100	317,800		
	131	278,400	318,200		
	132	278,700	318,600		
	133	278,800	318,800		
	134	279,100			
	135	279,400			
	136	279,700			
	137	279,800			
	195,200	206,600	229,100	250,600	282,900

別表第四59の項中「30」を「29」に改め、同表61の項及び62の項中「31」を「30」に改め、同表63の項及び64の項中「32」を「31」に改め、同表65の項中「33」を「31」に改め、同表66の項から68の項までの規定中「33」を「32」に改め、同表69の項中「34」を「33」に改め、同表70の項5級の欄中「34」を「33」に改め、同表71の項中「34」を「33」に改め、同表73の項及び74の項中「35」を「34」に改め、同表77の項中「36」を「35」に改め、同表88の項中「62」を「61」に改め、同表89の項中「39」を「38」に改め、同表91の項及び92の項中「63」を「62」に改め、同表94の項中「64」を「63」に改め、「40」を「39」に改め、同表95の項3級の欄中「64」を「63」に改め、同項5級の欄中「40」を「39」に改め、同表96の項3級の欄中「64」を「63」に改め、同表97の項3級の欄中「65」を「64」に改め、同表98の項3級の欄中「65」を「64」に改め、同表99の項及び100の項中「65」を「64」に改め、「41」を「40」に改め、同表101の項中「66」を「65」に改め、「41」を「40」に改め、同表102の項から104の項までの規定中「66」を「65」に改め、同表105の項及び106の項中「67」を「66」に改め、同表107の項中「55」を「54」に改め、「66」に改め、同表108の項中「67」を「66」に改め、同表109の項中「68」を「67」に改め、同表110の項及び111の項中「56」を「55」に改め、「68」を「67」に改め、同表112の項中「68」を「67」に改め、同表113の項から115の項までの規定中「57」を「56」に改め、「68」を「67」に改め、同表116の項中「58」を「57」に改め、「69」を「68」に改め、同表117の項及び118の項中「58」を「57」に改め、「70」を「69」に改め、同表119の項中「59」を「58」に改め、「70」を「69」に改め、同表120の項中「59」を「58」に改め、「70」を「69」に改め、「71」を「70」に改め、「77」を「76」に改め、同表124の項中「77」を「76」に改め、同表125の項から127の項までの規定中「78」を「77」に改め、同表128の項及び129の項中「71」を「70」に改め、「78」を「77」に改め、同表130の項中「71」を「70」に改め、「79」を「77」に改め、同表131の項から133の項までの規定中「79」を「77」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に

関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。（経過措置）

3 平成二十六年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員（技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則第二条に規定する技能労務職員をいう。以下同じ。）及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の規則の規定による号給に達しない技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

4 この規則の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能労務職員との均衡上必要があると認められる技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例による。（職員課）

福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第十三号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の六第七項第一号中「百分の百三十五」を「百分の百五十」に、「百分の百七十五」を「百分の百九十」に改め、同項第二号中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の八十五」を「百分の九十」に改める。

別表第一特別支援学校の項中「一・二五」を「一一」に改める。

別表第一の二アの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

1 級	6,700円。ただし、1号給6,282円、2号給6,331円、3号給6,385円、4号給6,435円、5号給6,489円、6号給6,538円、7号給6,588円、8号給6,637円、9号給6,687円
2 級	8,600円。ただし、1号給8,572円

別表第一の二の表六級の項中「11,300円」を「11,400円」に改め、別表第一の二の表一級の項及び二級の項を次のように改め、

1 級	8,100円。ただし、1号給7,317円、2号給7,393円、3号給7,465円、4号給7,542円、5号給7,614円、6号給7,699円、7号給7,780円、8号給7,866円、9号給7,947円、10号給8,023円
2 級	8,900円。ただし、1号給8,023円、2号給8,104円、3号給8,185円、4号給8,266円、5号給8,356円、6号給8,460円、7号給8,563円、8号給8,667円、9号給8,770円、10号給8,887円
3 級	9,500円。ただし、1号給9,238円、2号給9,328円、3号給9,423円

別表第一の二の表八級の項中「12,600円」を「12,700円」に改め、別表第一の二の表一級の項及び二級の項を次のように改め、

1 級	9,100円。ただし、1号給6,871円、2号給6,939円、3号給7,006円、4号給7,074円、5号給7,150円、6号給7,236円、7号給7,321円、8号給7,402円、9号給7,483円、10号給7,578円、11号給7,672円、12号給7,762円、13号給7,857円、14号給7,956円、15号給8,059円、16号給8,158円、17号給8,266円、18号給8,383円、19号給8,496円、20号給8,608円、21号給8,725円、22号給8,802円、23号給8,878円、24号給8,955円、25号給9,031円
2 級	11,200円。ただし、1号給8,892円、2号給8,968円、3号給9,049円、4号給9,126円、5号給9,207円、6号給9,283円、7号給9,360円、8号給9,436円、9号給9,517円、10号給9,603円、11号給9,693円、12号給9,778円、13号給9,855円、14号給9,945円、15号給10,035円、16号給10,125円、17号給10,219円、18号給10,341円、19号給10,462円、20号給10,588円、21号給10,714円、22号給10,845円、23号給10,980円、24号給11,110円

別表第一の二の表三級の項中「12,100円」を「12,200円」に改め、

別表第一の二の表一級の項中「10,876円、2号給10,989円」を「10,971円」に改め、
別表第一の二の表三級の項中「9,200円」を「9,300円」に改め、同表六級の項中「11,400円」を「11,500円」に改め、
別表第一の二の表一級の項及び二級の項を次のように改め、

1 級	8,200円。ただし、1号給7,092円、2号給7,155円、3号給7,222円、4号給7,285円、5号給7,353円、6号給7,420円、7号給7,488円、8号給7,555円、9号給7,618円、10号給7,695円、11号給7,767円、12号給7,839円、13号給7,911円、14号給8,005円、15号給8,095円、16号給8,185円
2 級	9,600円。ただし、1号給8,343円、2号給8,437円、3号給8,532円、4号給8,626円、5号給8,721円、6号給8,829円、7号給8,932円、8号給9,036円、9号給9,153円、10号給9,216円、11号給9,279円、12号給9,342円、13号給9,400円、14号給9,468円、15号給9,540円

別表第一の二の表三級の項中「9,800円」を「9,900円」に改め、同表五級の項中「10,500円」を「10,600円」に改め、別表第三備考以外の部分を次のように改め、

職員の区分	1 項 職 員			2項職員
	1 種	2 種	3 種	
1年未満	円 412,200	円 366,700	円 307,000	円 30,000
1年以上2年未満	412,200	366,700	307,000	29,000
2年以上3年未満	412,200	366,700	307,000	28,000
3年以上4年未満	412,200	366,700	307,000	27,000
4年以上5年未満	412,200	366,700	307,000	26,000
5年以上6年未満	412,200	366,700	307,000	25,000
6年以上7年未満	412,200	366,700	307,000	24,000
7年以上8年未満	412,200	366,700	307,000	23,000

8年以上9年未満	412,200	366,700	307,000	22,000
9年以上10年未満	412,200	366,700	307,000	21,000
10年以上11年未満	412,200	366,700	307,000	18,000
11年以上12年未満	412,200	366,700	307,000	15,000
12年以上13年未満	412,200	366,700	307,000	12,000
13年以上14年未満	412,200	366,700	307,000	9,000
14年以上15年未満	412,200	366,700	307,000	6,000
15年以上16年未満	412,200	366,700	307,000	
16年以上17年未満	407,800	362,700	303,700	
17年以上18年未満	403,400	358,700	300,400	
18年以上19年未満	399,000	354,700	297,100	
19年以上20年未満	394,600	350,700	293,800	
20年以上21年未満	390,200	346,700	290,500	
21年以上22年未満	370,800	329,800	276,700	
22年以上23年未満	351,000	312,600	262,700	
23年以上24年未満	331,700	295,900	249,200	
24年以上25年未満	312,300	279,000	235,300	
25年以上26年未満	292,800	262,100	221,600	
26年以上27年未満	270,100	241,300	204,000	
27年以上28年未満	247,900	220,900	186,900	
28年以上29年未満	225,500	200,500	169,600	
29年以上30年未満	202,700	179,700	152,000	
30年以上31年未満	177,900	157,800	134,000	
31年以上32年未満	153,000	135,900	115,700	
32年以上33年未満	128,400	114,200	97,800	
33年以上34年未満	90,300	82,300	71,800	

34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500
------------	--------	--------	--------

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一特別支援学校の項の改正規定は、平成二十七年一月一日から施行する。
- 2 この規則（第三十三条の六の改正規定及び別表第一特別支援学校の項の改正規定を除く。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は平成二十六年四月一日から、この規則（第三十三条の六の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は同年十二月一日からそれぞれ適用する。
(平成二十六年十二月期に支給する勤勉手当に関する特例)
- 3 職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）第十七条の四第一項の規定に基づいて職員が平成二十六年十二月に支給されることとなる勤勉手当に関するこの規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則第三十三条の六第七項第一号の規定の適用については、同号中「百分の百五十」とあるのは「百分の百六十五」と、「百分の百九十」とあるのは「百分の二百五」とし、同項第二号の規定の適用については、「百分の七十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の九十五」とする。
(採用給与課)

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十六年十二月二十四日

福島県人事委員会

委員長 今野 順 夫

福島県人事委員会規則第十四号

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。
別表第一中「一・二五」を「一」に改める。
別表第一の二を次のように改める。

別表第一の2 (第2条関係)

ア 高等学校教育職給料表

職務の級	調	整	基	本	額
	9,100円。	ただし、1号給6,871円、2号給6,939円、3号給7,006円、4号給7,074円、5号給7,150円、6号給7,236円、7号給7,321円、8号給7,402円、9号給7,483円、10号給7,578円、11号給7,672円、			

